

厚生労働省 宮崎労働局発表
令和6年6月20日

【照会先】

宮崎労働局 労働基準部 健康安全課

健康安全課長 松澤 良

産業安全専門官 地福 竹志

(電話番号) 0985-38-8835

令和6年度全国安全週間を前に
宮崎労働局長による介護施設の視察を行います
～労働局長が介護職員の腰痛や転倒災害の防止に
積極的に取り組む介護施設の視察を行います～

宮崎労働局(局長 ^{さかね}坂根 ^{のぼる}登)は、全国安全週間を前に腰痛や転倒災害などのいわゆる「行動災害」の防止に積極的に取り組む介護施設の視察を令和4年に発足した「宮崎県介護施設SAFE協議会」(別添1参照)の構成員と行います。

県内で発生する労働災害の4割以上が「行動災害」であることから、これらの労働災害の防止について、関係者の理解を深め、県内の事業場において職場の総点検や安全衛生活動の重要性の意識付けに繋げるべく、視察を行うものです。

厚生労働省では、今年度も全国安全週間(第97回)を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添2の「令和6年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和6年7月1日から7月7日までを全国安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることとしています。

1 労働局長による視察について

- ・日 時 令和6年6月26日(水) 午前10時00分～11時30分
- ・集合場所 社会福祉法人スマイリングパーク
「特別養護老人ホーム ほぼえみの園」(視察介護施設)
(都城市丸谷町4670) 別紙1参照
- ・視察概要 介護用リフター等の機器を使用した腰痛防止対策やICTを活用した介護職員の負担軽減の取組について確認する

- ・実施機関 宮崎労働局
- ・取材申込 別紙2「取材申込書」を6月20日(木)午後5時15分までに、宮崎労働局労働基準部健康安全課あてメールにて送信をお願いします。

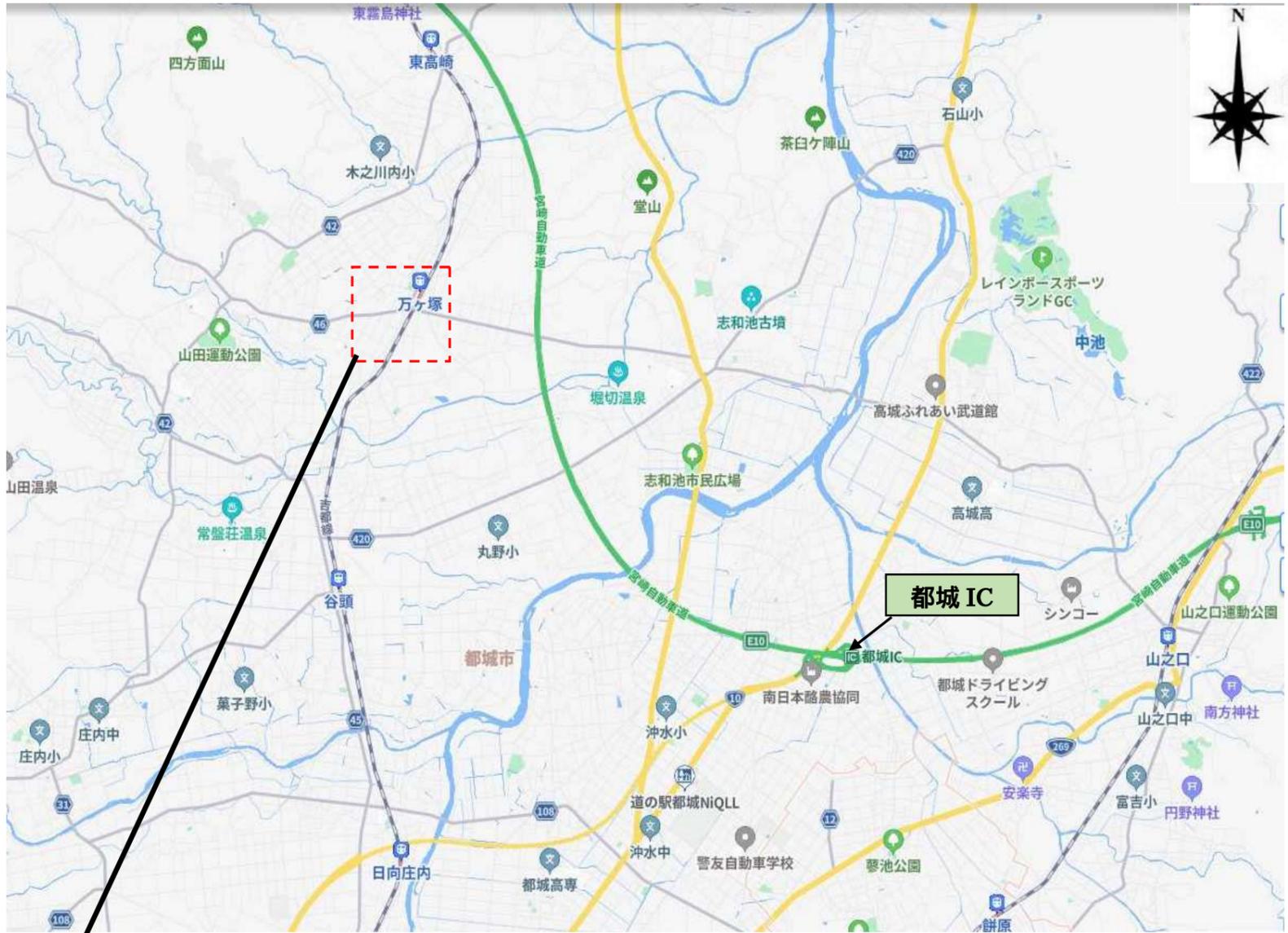
【取材に関するお願い】

当日の取材に当たっては、腕章等マスコミ関係者であることがわかるものの着用をお願いします。駐車場は、施設に隣接する駐車場を使用してください。

施設内での撮影は可能ですが、介護施設の職員や入居者について個人が特定出来ないように撮影をお願いします。また、掲示板、モニター等に氏名が表示されている箇所は撮影不可となります(氏名が判別できないよう画像処理したうえで放映する場合は撮影可能)。

(添付資料)

- 別添1 宮崎県介護施設SAFE協議会設置要綱
- 別添2 令和6年度全国安全週間実施要綱
- 別添3 令和6年度全国安全週間リーフレット(宮崎労働局版)



拡大図



『宮崎労働局長による視察』

取材申込書

宮崎労働局労働基準部健康安全課（担当 地福）あて

Emai: kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

電話番号：0985-38-8835

【令和6年6月26日】

取材申込者名簿	
報道機関名	TEL()
職名	氏名

中止の場合の連絡先 TEL ()

宮崎県介護施設 SAFE 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講ずることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換（「SAFE アワード」等好事例の共有も含む。）
- (2) 健康づくりの観点等からの行動災害防止対策の啓発
- (3) 構成員の取組目標等を定めた計画を策定
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止に係る啓発資料等の作成
- (6) 構成員や構成員等の連携による取組の「SAFE アワード」への応募

3 構成員

別紙のとおり。

4 開催頻度

半期に1度程度

5 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。

制定 令和4年11月7日
令和5年7月21日

令和6年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

（ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

（イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

（ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

（エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

（オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

（キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、

土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和6年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7月7日

準備期間 6月1日～6月30日



令和6年度 安全週間スローガン

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

令和6年度 全国安全週間の実施について

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動の推進と、職場での安全意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とし、昭和3年に初めて実施されて以来、今年で97回を迎えます。

令和5年に宮崎県内で発生した労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く）を見てみると、死亡災害が前年比マイナス4件の13件、休業4日以上死傷災害が107件減の1508件となっており、減少傾向にあるように見えますが、長期的には増加傾向にあることに注意が必要です。全国安全週間開催中に自社の安全管理を点検し、労働災害の撲滅に向けた取り組みを行いましょう。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの実施について

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

キャンペーン期間：5月1日～9月30日

準備期間：4月 / 重点取組期間：7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索



ポータルサイトで安全教育用の動画＆好事例公開中！



ポータルサイトはこちらです。

エイジフレンドリー職場を目指そう！

令和5年の県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）のうち高年齢労働者（60歳以上）に関する労働災害は539件で全体の35.7%を占めています。高年齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体・精神機能の低下が影響を与えているため、これによる労働災害発生リスク低減に視点を置き、対策を進めていくことがポイントとなります。高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、健康診断、体力チェックの実施を踏まえた措置等に取り組ましましょう。

厚生労働省は令和6年度エイジフレンドリー補助金の交付を進めています。職場環境改善等に活用ください。

高齢者対策



高年齢労働者のための職場環境改善を図ろう！

高年齢労働者の安全衛生対策

検索

エイジフレンドリー補助金

検索

令和7年1月1日から一部の手続きの電子申請が義務化されます！

令和7年1月1日から、労働者死傷病報告書や定期健康診断結果報告書など、一部の手続きについて電子申請が義務化されます。特定化学物質健康診断結果報告書など、一部非対象のものもありますので、詳細は下記QRコードから確認をお願いします。なお、当分の間は経過措置により、書面による提出も可能です。

電子申請



厚生労働省HPにて、電子申請の手続きをご案内しています。

SAFE コンソーシアムに加盟しましょう！

厚生労働省が推進幹事となっている「SAFE コンソーシアム」には、現在さまざまな業種の企業が加盟しています。加盟することにより、ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR、加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少、加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業連携マッチングなどのメリットがあります。

また、転倒防止川柳を募集して、大賞等の各賞を決定し、HPで公表するなど、印象に残りやすい企画もあります。HPは、下記QRコードからアクセスできますので、ぜひ確認してみてください。



SAFE コンソーシアム HP

QRコードはこちら



宮崎県内における加盟企業・団体は下記13社です。具体的な加盟方法は下記のQRコードから確認できます。

- 株式会社あげっと（社会福祉施設）
- 有限会社生目緑地建設（建設業）
- A_s 社会保険労務士法人（その他の事業）
- 旭建設株式会社（建設業）
- 霧島酒造株式会社（酒類製造業）
- 株式会社九南（電気通信工業）
- 株式会社九南フィールドエンジニアリング（電気通信工業）
- 社会福祉法人スマイリング・パーク（社会福祉施設）
- 株式会社システム開発（ソフトウェア業）
- 社会福祉法人ときわ会（社会福祉施設）
- ニナエル合同会社（不動産賃貸業）
- 吉原建設株式会社（建設業）
- 社会福祉法人綾康会（社会福祉施設）

SAFE コンソーシアムへの

加盟方法はこちら



転倒・腰痛災害防止に取り組みましょう！

県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）は転倒災害が最も多く、令和5年は約430件で、全体の約25%を占めています。転倒災害の主な原因は、滑り、つまずき、踏み外しです。また、腰痛災害は介護業務を行う社会福祉施設で多発しており、課題となっています。

「SAFE コンソーシアム」では、一般投票により選ばれた「転倒災害防止部門アワード」、「腰痛予防部門アワード」などを公表し、他の企業の模範となる取組を紹介しています。

実際に転倒災害や腰痛災害に取り組んでいる他社の取組事例を知ることが、自社の安全対策を検討するうえで有益なものとなりますので、この機会に是非チェックしてみてください。



ゴールド賞

花王株式会社

やってみよう！かんたんセルフチェック～転倒に強い体づくり～

ゴールド賞

JFEスチール株式会社

腰痛予防！！従業員の体力と動作へアプローチ 20年間の取組みで休業者減少

転倒腰痛

安全！！



主唱 宮崎労働局 宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署

協賛 公益社団法人宮崎労働基準協会 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター

宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和6年11月13日（水）13時30分～

ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

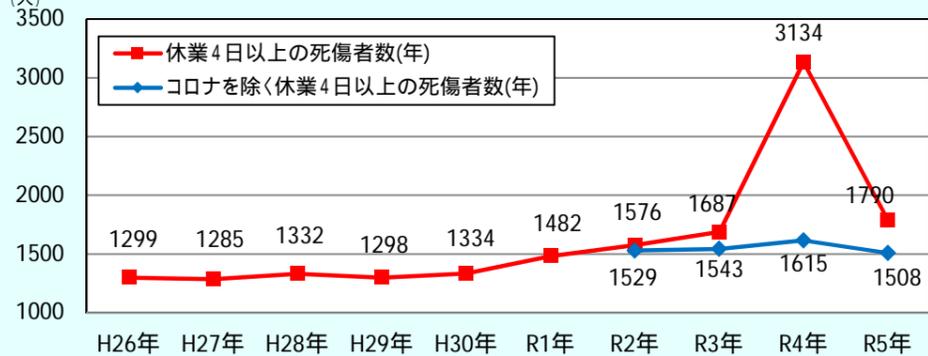
第83回 全国産業安全衛生大会

2024 11.13 WED 15 FRI



宮崎県内における労働災害の現状

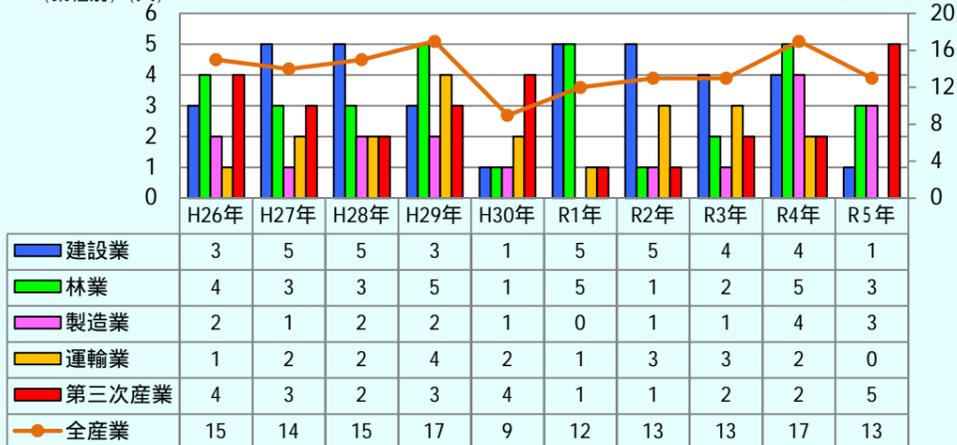
労働災害死傷者数の推移



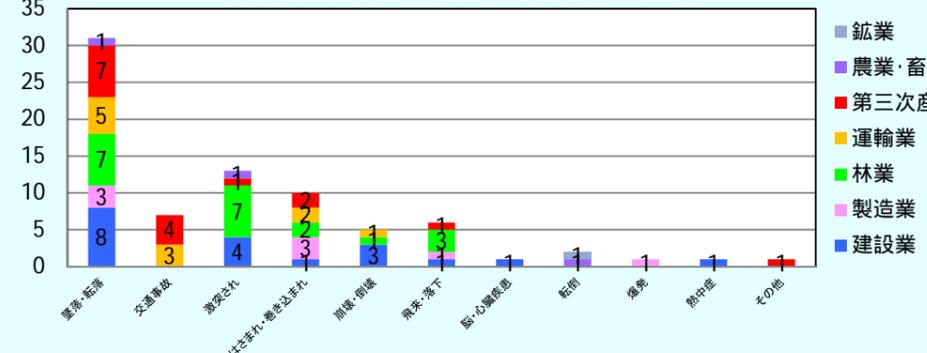
コロナを除く主要産業別死傷者数（休業4日以上）の推移



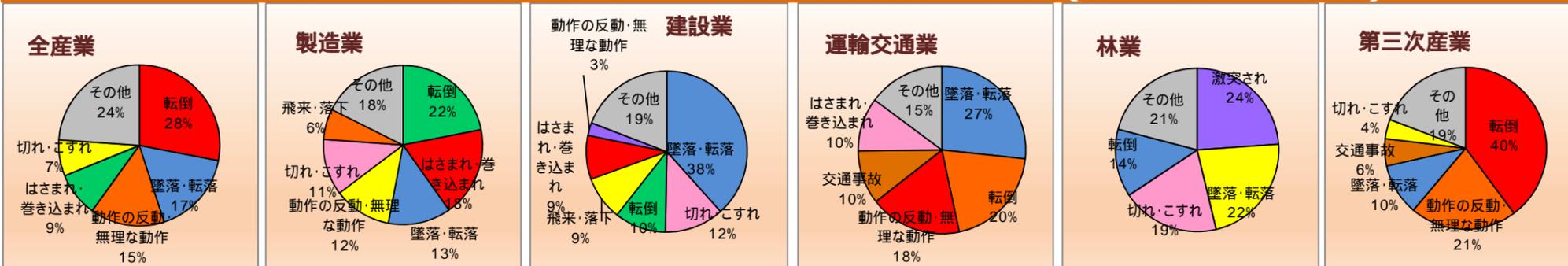
全産業及び主な産業別死亡者数の推移（コロナ除く）(全産業)



業種別・事故の型別死亡災害発生状況



コロナを除く令和5年 業種別・事故の型別労働災害発生状況（休業4日以上・県内）



令和6年度 労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.3月～7.10水

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間短縮を図り、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ <https://www.mhlw.go.jp>

事業者・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます。メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！

2024（令和6）年度第1期分より、対象金融機関に「ゆうちょ銀行」が加わりました！

口座振替による納付のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- ② 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません
- ④ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

引き落としのゆとりについて

	全期又は第1期	第2期	第3期
通常の納期	7月10日	10月31日*	1月31日*
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

* 労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期日がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きは画面をご覧ください

令和5年死亡災害の発生状況

番号	業種	年齢	災害発生状況
1	食料品製造業	50代	フォークリフトを使用して原材料の入ったステンレス製タンクを運搬していたところ、このタンクがフォークから外れて落下し、フォークリフトの付近にいた被災者に激突した。
2	その他の事業	70代	夜間の警備業務に従事していた被災者が階段下で横向きに倒れているのを、早朝に出動した職員が発見した。被災者は意識があり、病院に搬送されたが、10日後に死亡した。
3	その他の製造業	50代	牛の飼料を固める機械の下部ラムと金型移送用レールのストッパーとの間に、被災者が頭部を挟まれた状態で、通りかかった他の作業員に発見された。
4	土木工事業	60代	災害復旧工事現場において、被災者がドラグショベルを運転して、法面下の床掘作業等を行っていたところ、法面が崩落し、被災者が土砂に埋もれ、死亡した。
5	食料品製造業	10代	沖合にある生け簀で作業を行うため、被災者は、船のヘリに座った状態から生け簀の端（鉄製の歩み板）に乗り移ろうとしたところ、強風による高波で船があおられたため、脚部から海面に墜落し、体が生け簀上部の鉄枠部と船に挟まれ、死亡した。
6	清掃・と畜業	60代	被災者の妻から夫が帰宅していないとの連絡があり、事業場の担当者が事業場内を捜索したところ、小型移動式クレーンの運転席で頭部から血を流している被災者を見つけた。被災者は、災害前日、当該クレーン荷台の積荷の荷卸し作業があり、同僚は、当該クレーンの後方で倒れ、自立した被災者を目撃していた。
7	畜産業	40代	私道の路肩から約2m下で仰向けに倒れていたトラクター・ショベルの下敷きになっている被災者を同僚が発見した。被災者は、災害当日、トラクター・ショベルで道路を整地するよう指示を受けていたが、資格を有していなかった。
8	小売業	60代	配達用の新聞を積んだ原動機付き自転車に乗り、町道を走行していたところ、鹿と衝突した。
9	金融業	50代	スーパーの駐車場で、被災者は、原動機付き自転車を運転し、店の出入口付近に向かっていったところ、駐車場に入ってきた乗用車に衝突された。
10	小売業	40代	被災者は、道路脇に設置されている自動販売機に製品を補充する作業等を行っていたところ、軽自動車にはねられた。
11	林業	60代	チェーンソーで受口、追口を作った立木を被災者は、木材グラブ機を運転し、つかみ具で押し倒す作業を行っていたところ、木材グラブ機が路肩から転落し、その途中で被災者は、キャブの外に投げ出された。
12	林業	50代	斜面で立木の伐倒作業を行った被災者は、斜面上方の林道からスイングアーダーのアームを伸ばし被災者が伐倒した伐倒木を掴んで集材するオペレーターと無線で会話をしていた。集材後、付近の立木に引っ掛かった状態で倒れている被災者をオペレーターが発見した。
13	林業	40代	同僚が横転したグラブ機の近くで倒れている被災者を見つけた。災害発生前、被災者は、発見された位置から約30m離れた斜面上部でグラブ機を運転し、伐倒木を集材していた。

令和6年度労働保険年度更新のお知らせ

QRコードはこちら

労働保険料に関する口座振替のお知らせ

QRコードはこちら

年度更新の電子申請特設サイト

QRコードはこちら

オンライン化の波と一緒に乗りこなそう

労働保険は電子申請

無料で初期設定をお手伝いします。

GビズIDなら電子証明書なしで労働保険年度更新が可能！

労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

いつでもどこでも手続可能！カンタン・スピーディーに申請！ムダな時間やコストも削減！

厚生労働省 労働保険の電子申請に関する詳細は「特設サイト」へ！